

教育民生常任委員会

令和元年6月26日（水）

教育民生常任委員会

定例会名 令和元年第1回定例会
招集日時 令和元年6月26日(水) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 守屋 常雄
副委員 長 遠藤 憲子
委員 石原 幸雄
" 杉森 弘之
" 秋山 泉
" 池辺 己実夫
" 甲斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本 洋治
副市長 滝本 昌司
教育長 染谷 郁夫
保健福祉部長 藤田 幸男
教育部長 川井 聡
教育委員会次長 飯野 喜行
教育委員会次長兼
教育企画課長 吉田 茂男
学校教育課長 川真田 英行
学校教育課
学校建設対策監 佐藤 孝司
指導課長 豊嶋 正臣
文化芸術課長 手賀 幸雄
生涯学習課長 中野 祐則
スポーツ推進課長 齋藤 勇
国体推進課長 横田 武史
中央図書館長 関 達彦
保険福祉部次長兼
保育課長 中山 智恵子

保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	結 束 千恵子
高齢福祉課長	川真田 智 子
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	保 坂 正 博
書	記	田 上 洋 子

令和元年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|--------|--|
| 議案第 9号 | 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第10号 | 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第11号 | 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第12号 | 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 議案第17号 | 牛久市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第20号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第21号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第22号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第24号 | 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

時間前でございますけれども、全員おそろいなので始めさせていただきます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会させていただきます。

先の臨時会で委員長互選の結果、私、守屋が委員長にこのたび就任いたしましたので、よろしくお願いたします。

それでは、副委員長には遠藤委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願いいたします。

○遠藤副委員長 皆さん、改めましておはようございます。

今回の教育民生常任委員会の副委員長を仰せつかりました遠藤でございます。委員長と一緒にこの委員会が活発に審議できるように、皆さんと一緒に頑張ってみります。どうぞよろしくお願いたします。

○守屋委員長 どうもありがとうございます。

次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介させていただきます。

まず、石原委員でございます。

○石原委員 よろしくお願いたします。

○守屋委員長 杉森委員でございます。

○杉森委員 よろしくお願いたします。

○守屋委員長 秋山委員でございます。

○秋山委員 よろしくお願いたします。

○守屋委員長 池辺委員でございます。

○池辺委員 よろしくお願いたします。

○守屋委員長 甲斐委員でございます。

○甲斐委員 よろしくお願いたします。

○守屋委員長 よろしくお願いたします。

次に、執行部におかれましても新年度の人事異動等もございましたので、説明員の方にも市長のほうから順に所属とお名前をお願いいたします。

〔説明員自己紹介〕

○守屋委員長 ありがとうございます。

書記として保坂君、田上君が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、本委員会に付託されました案件は、

議案第 9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

- 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第24号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第9号牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号について提案者の説明を求めます。生涯学習課長、お願いいたします。

○中野生涯学習課長 生涯学習課中野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

消費税法の改正に伴い、本年10月1日より消費税率が10%となることから、リフレプラザの施設使用料を改正するものでございます。改正される料金は、議案書の次のページの別表をごらんいただきたいと思います。

なお、改正金額の算出につきましては、現在の料金から8%除しまして、課税されていない金額に10%を加算し、10円未満を切り上げることでしております。以上となります。

○守屋委員長 これより、議案第9号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員どうぞ。

○杉森委員 おはようございます。

消費税の10%への値上げに関して、この後もずっと続くわけですがけれども、特に私が質問したいのは、端数処理の問題です。質疑のときにも御説明あったように、今御説明のあるように、切り上げで処理をしたと言われているわけですがけれども、牛久市の場合、端数処理の方法というのは、何か基準というかそういうものはあるのでしょうか。ちょっとそのことをまず聞かせていただきたいと思います。

○守屋委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 それでは、今の質問にお答えいたします。

市役所の全体の考え方として、端数を切り上げるということで統一されております。前回の5%から8%に消費税が改正になったときも同じような処理をいたしております。以上となります。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 公共料金の端数処理の方法というのは、大変それはそれで細かいと言え細かいん

ですけれども、市民感覚からいっても慎重に考える必要のあることではないかと思うんです。それで、私も前ちょっと総務のほうの委員会に属していましたんで、ちょっとこの話はここでの話というよりも総務のほうの話に関わるのかなと思いますけれども、一応この議案として出ていますので質問させていただきたいと思うんですけれども、端数処理については、いろんな例えば国交省だとか、消費者庁などの考え方というのは、やはり国民レベルの受け取り方とかそういうものも慎重に考慮してやらなければならないということの中で、合理的かつ明確な方法によって行うということが1つの原則として出されています。その中で合理的かつ明確なのかどうかということ、一律に切り上げでやるということが、そのことを1つ考え、この場の方々がそれを別に考えてやったということではないと思うので、その点は重々承知した上でのお話ですけれども、そのことが1つ。

それと、国交省のほうはもう一つ原則として、事業全体として消費税のアップ分の範囲内の増収を図ると。つまり、それ以上の増収になるようなことはなるべく避けるということを原則にしているようです。公共料金の考え方としては、やはりそれが私は基本的には正しいのではないかなと思うわけですけれども、そのことはここで別にどう思いますかと言ってもちょっとあれでしょうから、意見として出させていただきます。

○守屋委員長 よろしいですか。その他、石原委員お願いします。

○石原委員 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

消費税の増税前、去年の数字でいいんですけれども、使用料収入はどのぐらいあったのかということと、単純計算すればわかると思うんですが、今度2%上げることによってどのぐらいの収入増を見込んでいるのか、確認をしておきたいと思います。

○守屋委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

リフレプラザの昨年度平成30年度の収入金額ですが、実は8月に空調工事が入りまして、金額が全部出ておりません。ですので、参考になってしまうんですが、7月から7月までで28万8,792円になります。ですので、それを割り返して年間に出ると思うんですが、参考までにもう一つ、平成29年度、この実績で言いますと、合計年間の収入額としまして94万9,455円になりますので、これに実際消費税がアップする2%を加えますと約20万円ぐらいの増加になるかと思えます。2%を掛けますと。以上となります。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 それでは再確認しますが、過去5年間は、今言われたような平成29年度ぐらいの数値で推移しているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○守屋委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 使用状況によりまして大分違ってくると思います。その前の平成28年度につきましては、約65万8,000円になっておりますので、使用者の使用状況によって金額は大分変わってくるのかなと思っております。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑及び意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第9号についての質疑及び意見を終結させていただきます。

次に、議案第10号牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号について提案者の説明を求めます。生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 生涯学習課中野です。

議案第10号牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

先ほどと同様に、消費税率の引き上げに伴いまして、生涯学習センターの施設使用料、附属設備器具使用料、備品使用料等を改正するものでございます。改正する料金は、議案書の次のページの別表をごらんいただきたいと思っております。対象となる施設は、中央生涯学習センター、文化センターを含みます。三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、かっぱの里生涯学習センター、エスカード生涯学習センター、エスカードプラザを含みますとなります。以上となります。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。石原委員。

○石原委員 これにつきましても、先ほどと同様に確認したいと思っております。平成28年度及び平成29年度、平成30年度もしわかっていれば、使用料収入の総額を教えてくださいませんか。

○守屋委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 それでは、御質問にお答えします。

使用料金の年度別ですが、平成28年度が1,804万4,405円、平成29年度が1,920万2,797円、平成30年度が1,859万519円となります。

先ほどの第9号の答弁の中でちょっと間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。使用料に2%を加えると幾らになるかという御質問だったんですが、20万とお答えしたんですが、2万円の間違いでございました。大変申しわけございません。以上となります。

○守屋委員長 ありがとうございます。ほかに質疑及び意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第10号についての質疑及び意見を終結させていただきます。

次に、議案第11号牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号について提案者の説明を求めます。スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課齋藤です。よろしくお願いたします。

議案第11号牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国が実施する消費税増税に伴う使用料の改定でございまして、消費税率というのが8%から10%に引き上げることに伴い市の負担がふえるため、引き上げ分の2%相当額を利用者に転嫁するため、使用料を引き上げる改正内容でございまして。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第11号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員からお願いいたします。

○石原委員 これも数字の確認をしておきたいと思いますが、平成28年度、平成29年度、平成30年度のものもわかっているならば、どのぐらいの利用料収入があったのかお示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 大変申しわけありませんが、詳細なデータを持っておりませんので申しわけありません。栄町と女化は無料になっておりますので、牛久と奥野それぞれ数十万円と80万円程度の収入でございますので、毎年ですね、2%と言いますと、2万円弱とかそういった金額の増収になると思います。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そのデータについて、資料でお示しを願えますでしょうか。後で結構ですが。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 済みません。後ほど提出させていただきます。申しわけありません。

○守屋委員長 甲斐委員お願いします。

○甲斐委員 おはようございます、よろしくお願いします。

中の栄町運動広場と女化運動広場が無料になっているんですけれども、ほかが奥野と牛久運動広場が有料であるのに、何でここだけが無料なのかなというそもそもの質問をさせていただきたい、まずその質問です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課齋藤です。

栄町運動広場につきましては、私もはっきりした根拠が十分わからないところなんですけど、昔、二池でしたっけ、猿股池の支流が栄町グラウンドまで通じておりまして、そこから今の猿股池のほうに流れていったということで、一部国有地が入っていたりとかで料金がいただけないような所有関係になっていると聞いております。

あと、女化はちょっと昔からの経緯で無料にしておりますけど、私もちょっとはつきり把握してないところでありまして、申しわけありませんが以上です。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 はっきりしていないということで、後で構いませんので、ちょっと理由が知りたいですね、ここね。

それと、それに伴ってほかの施設が有料であるのに対して、この2点に関して今後有料化するのかわからないのかというのも、ちょっと考え方になっちゃうんですけれども、関連して御質問したいと思います。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 有料化の方向なんですけれども、当然受益者負担を求めていくということで、今後有料化の方向には進めていくべきだとは思っております。これまでの経緯はありま

すが、できるだけ料金をいただく方向で考えるべきだと思っています。以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。杉森委員お願いします。

○杉森委員 私もそれを聞きたいなと思っていたんですけども、今聞かせていただいたんで。ただ、今後の問題として今それで検討していくという答弁だったんですけども、具体的にそれ議題に上がっているということなんですか、これから議題をつくっていくということですか。

それともう一つは、いつごろを大体めどに考えているのかということ聞かせていただきたいと思えます。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 具体的に議題に上がっているわけではありませんが、今後全体的なスポーツ施設の負担の中で有料化を求めていくべきではないかと考えておまして、全体のスポーツ施設のバランスの中で今後検討を進めていきたいと思っております。

具体的な時期も決めておりません。以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第12号牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号について、提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課糸賀です。

議案第12号牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本件は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、本年10月1日から8%から10%に改正されることを受け、福祉センター、福祉情報センター及び創造の家の利用料につきまして改正するものでございます。以上でございます。

○守屋委員長 これより、議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方の御発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第12号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第17号牛久市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第17号について提案者の説明を求めます。スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 議案第17号牛久市公園条例の一部を改正する条例につきましては、国が実施する消費税増税に伴う使用料の改定でございます。

消費税率が8%から10%に引き上げることに伴いまして市の負担がふえるため、引き上げ分2%相当額を利用者に転嫁するため、使用料を引き上げる改正内容でございます。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第17号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 これも先ほどと同じようにデータがあれば過去3年分の利用料、これについてお示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 大変申しわけありません、詳細なデータを持っておりませんで申しわけありません。資料で提出させていただきたいと思えます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 承知をいたしました。よろしく願います。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第17号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第20号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第20号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚でございます。よろしく願います。

議案第20号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

このたびの改正は、被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図るために地方税法施行令が改正され、賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡大が図られたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

第2条第2項におきましては、国保税のうち、基礎課税額の賦課限度額を58万円から3万円引き上げて61万円としました。なお、後期高齢者支援金分19万円と介護納付金分16万円につきましては、変更はございませんので、合計では限度額が93万円から96万円への引き上げとなります。

次に、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡大としまして、第23条の第1項第2号で5割軽減判定の1人当たり基準額が27万5,000円から5,000円引き上げて28万円に、第3号のほうでは、2割軽減判定の1人当たり基準額を50万円から1万円引き上げて51万円としております。

以上の改正によりまして、賦課限度額の引き上げでは国保税の収入が約573万円の増額、軽減判定所得の引き上げでは逆に約146万円の減額となりますので、差し引きで約427万円の増額が見込まれます。また、今回の基準額の引き上げにより、減額となります146万円に対しましては、国から2分の1と県から4分の1合わせて約109万5,000円が補填されることになっております。以上です。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 数字の確認をしておきたいと思えます。引き上げの対象者及び減額と申しますか、緩和される対象者の数、これをお示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

まず、賦課限度額の引き上げなんですけど、基礎課税額のほうが今までは58万円まで達していた世帯が200世帯ありました。今度3万円引き上げることによりまして、限度額に達する世帯は、182世帯と18世帯減ることになります。後期支援分と介護納付金分については、変更はありません。

軽減のほうなんですけど、こちら5割軽減のほうにつきましては、軽減を受けられる方がふえるということで、1,071世帯から1,102世帯、31世帯ふえます。2割軽減のほうは、1,212世帯から1,240世帯ということで28世帯ふえる見込みとなっております。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 それでは以上で、議案第20号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第21号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第21号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、介護保険法の改正により牛久市介護保険条例を改正するもので、内容としては、10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料の軽減の強化を行うための改正となります。現在は、平成27年7月に消費税が5%から8%に上がったときに第1弾として、第1号被保険者のうち特に所得が低いとされる第1所得段階の方の軽減が一部実施されております。今回は第2弾として、第1所得段階から第3所得段階についてさらなる軽減を実施するものです。

軽減割合については、国で定める標準割合どおりで、平成31年2月25日開催の牛久市介護保険運営協議会にて審議済みとなっております。

軽減の内容につきましては、お手元の資料の説明となりますが、第1段階の方は年額が2万5,900円が2万1,600円になり、第2段階の方は年額3万7,400円が3万3,100円になり、第3段階の方は年額4万3,200円が4万1,700円になるという内容となっております。この保険料の軽減に要する歳出の増額補正として1,900万円計上しております。

対象となる人数といたしましては、第1段階の方は2,775人、第2段階の方は1,190人、第3段階の方は992人となっており、第1号被保険者全体の21%が今回の条例の改正の対象者となります。

なお、今年度は10月からの増税となるため、増減幅は令和2年度の完全実施の半分の水準となっております。このため、令和2年度の保険料については、今年度末に改めて政令の改正が行われる予定で第3弾の政令が再び発出された後、条例の改正を行う予定でおります。以上となります。

○守屋委員長 これより、議案第21号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。副委員長お願いいたします。

○遠藤副委員長 それでは、議案についての質問をしたいと思います。

今、高齢福祉課の課長のほうから詳しい説明がありました。それぞれ第1段階から第3段階までの軽減ということで、国の負担割合、それから県、それから市というも次の予算のところに載っていますので、その辺は重々承知なんですけど、全体的に第1段階、第2段階それぞれに、例えば第1段階につきましては2万5,900円が2万1,600円、つまり年間では4,300円の軽減、同じように第2、第3段階と理解をするものなんですけど、今後、先ほどは令和2年までということなんですけど、今年度については半額ということで、来年度以降についてはどのように試算をされているのか、その辺を伺います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 答えいたします。

まだあくまでも案ではあるんですけども、国の軽減割合の幅というのがありまして、最終的に第1段階は0.30、第2段階は0.50、第3段階は0.70まで引き下げる予定になっております。試算というのはまだしていないところではあるんですけども、大体人数としては、国で言われているのは全体の3割ぐらいが対象になるんじゃないかと言われているんですけど、牛久市の場合は所得の高い方が多いので、3割まではいかない人数は試算しております。以上でございます。

○守屋委員長 副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと今の条例では、今年度分はこちらに計算をされていますけれども、今後についてはまだまだ、令和2年度までということになっていますので、試算が出るんじゃないかなとちょっと思ったものなので、その辺はどうなのか伺いたしたいと思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 御質問にお答えします。

申しわけございませんが、金額について試算は今していないところではありまして、発出されるのがいつも3月31日とか、本当に年度の最後になるものですから、それを待ってのきちんと積算していきたいとは考えております。以上となります。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第21号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第22号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第22号について提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼健康づくり推進課長ですか。済みません。保健福祉部次長兼保育課長。失礼いたしました。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 保健福祉部次長兼保育課長の中山です。どうぞよろしくお願い致します。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、10月から実施されます幼児教育の無償化関連の予算となります。

まず、歳入予算、6ページ、7ページをごらんください。

4段目の表、款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金節2児童福祉費補助金9幼児教育保育無償化事業補助金のシステム改修費補助金と事務費補助金になります。

まず、システム改修費補助金1,425万6,000円については、10月から実施されます幼児教育無償化に対応するためのシステムの改修費に係る補助で、歳出につきましては、システム管理課所管の事務事業として8ページ、9ページの1番目の表、款2総務費項1総務管理費目9電子計算費0104コンピュータとその周辺機器を管理するに計上しております13委託料のシステム改修費1,328万4,000円となります。当初予算に97万2,000円が既に措置されておりますので、当初予算分と合わせての予算額となっております。

事務費補助金1,111万円につきましても、幼児教育の無償化に係る事務費に係る補助で、歳出については、8、9ページ3番目の表、款3民生費項2児童福祉費目3保育園費に0111幼児教育保育を無償化するの事務事業を新たに設けまして、10月から開始するための準備を含めての person 費、郵送料等の事務費を計上しております。以上です。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 おはようございます。こども家庭課結束でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こども家庭課所管の内容につきまして御説明いたします。

お手元の補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

上から3つ目の表でございます。款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0116地域再犯防止推進モデル事業を実施するにつきましては、新規事業として地域再犯防止推進モデル事業を行うこととなり、事業の実施に当たりまして241万円を補正するものでございます。

9ページ節8報償費につきましては、モデル事業として放課後カップ塾や茨城農芸学院生への学習支援を行うに当たり、学習指導者及び会議員に対しての謝金となります。22万2,000円の計上を行うものでございます。

節11需用費につきましては、事業実施に伴う資料作成のための用紙代等として2,000円を計上するものでございます。

節12役務費につきましては、事業を行うに当たりまして会議開催に伴う通知の発送等の郵送料として1万9,000円を計上し、節13委託料につきましては、学習支援と実態調査把握のための委託料として218万7,000円を計上するものでございます。

なお、この事業費の新規計上に伴いまして、歳入につきましても国庫補助金218万7,000円を新規計上してございます。以上でございます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。

一般会計補正予算のうち、高齢福祉課所管分の説明をいたします。

まず、歳出といたしまして9ページの上から2段目をごらんください。

0101介護保険事業特別会計繰出金、こちらは議案第21号で御説明いたしました低所得者の保険料軽減強化に対する歳出1,900万円を特別会計に繰り出すものです。

次に、歳入として7ページをごらんください。

最上段、低所得者保険料軽減負担金の国庫負担金として歳出の2分の1である950万円、中段は県負担金として歳出の4分の1である475万円を計上しております。

なお、一般財源は県負担金と同様、475万円となります。以上でございます。

○守屋委員長 これより、議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。石原委員。

○石原委員 9ページの幼児教育保育の無償化に関連をいたしまして、数点お尋ねをしておきたいと思えます。

公立保育園と公立幼稚園がございますけれども、現状のそれぞれの各園の園児の数及び今後5年間、その数がどのように推移していくとシミュレーションしているのかお示しを願えれば幸いです。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 公立保育園が現在、在籍が358人となっております。園児の数ですけれども、現在出生率のほう年々下がっておりますので、今後は全体的な傾向として減っていくのではないかと見ております。以上です。

○守屋委員長 学校教育課長お願いします。

○川真田学校教育課長 公立幼稚園についての部分についてお答えします。

5月1日現在でいきますと、第一幼稚園が4歳児33名、5歳児26名で59名、5月1日以降に1名加わっております今60名という形になっております。第二幼稚園が4歳22名、5歳23名の45名ということで、いずれも70名ずつの定員からするとちょっと割れている状況にあります。

今後5年間の推計といたしましては、正直申しまして持っているものはございません。ただ、公立幼稚園としてのニーズというものはやはり、私立とはまた別のところにあると考えておりますので、一定のニーズはあると考えております。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 数はわかりました。

次に、公立保育園に関してなんですが、現在老朽化している園舎で建てかえの予定のあるものというのは、ありましたらお示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 園舎の建てかえの計画は今のところありません。以上となります。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと、社会福祉協議会に一部分の公立保育園の運営というものを委託して牛久市はやっておりますけれども、今は確かに建てかえの予定はないということなんですけれど

も、今後もし建てかえるといったような場合、これまでのように小学校の余裕教室、これを使って保育園の園舎として利活用するという考えを持っているのかどうかについてお答えをいただければ幸いです。

○守屋委員長 答弁を求めます。保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 済みません、小学校の余裕教室を活用してというところですが、今のところ具体的にどこの学校を使うとかそのような検討はしておりません。以上となります。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 これは確認なのですが、向原保育園の今後のあり方というのはどういうふうになってましたっけね。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 公立保育園につきましては、順次民営化というか移管していくという方向性は示されてはいますが、具体的に各園に対して個別にどうするというような方針は出ておりません。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと、今後全くそういうことは考えていかないと、具体的にと申しますか率直に言ってなると理解していいんですか。それとも、いやそうじゃなくて一応検討はしていくけれども、具体的に何年にどうするかということは決まってないんだよという理解でよろしいのか、その点について明確にしていただければと思います。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 子供の人数のほうの見込み等を検討していったら決めていきたいと思っておりますので、具体的に向原をどうするというのはまだ決まっております。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。予算に関連づけて何点が質問です。

9ページの0116地域再犯防止推進モデル事業を実施するの、ちょっと細かく事業内容をもう一回再説明を求めると、委託料とありましたが、委託する団体なのか個人なのかちょっと委託先を確認したいと思います。以上2点です。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 甲斐委員の質問にお答えいたします。

事業の内容といたしましては、再犯防止対策のあり方について検討するためにモデル事業の取り組みのテーマということで、昨年度、法務省が平成30年度に募集いたしました地域再犯防止推進モデル事業平成31年度開始分ということで牛久市が応募いたしましたして、ことしの3月、事業採択の決定がございました。テーマというのが設けられておりまして、そのテーマを事業実施するに当たりまして、発達上の課題がある少年少女の特性に応じた効果的な支援を実施し、その検証をするということでテーマを設けまして、少年少女にはどのような困り事があってどのよう

な支援が必要なのか、学習につまずきがあったりとかということで、そのつまずきについての支援をどのようにしたらいいかなということでテーマを絞りました。少年少女については、市内の少年少女及び非行に過って陥ってしまった少年少女に対しての具体的には学習の支援、勉強の支援を行います。

あと、その支援については実態調査ということで、現状の牛久市内のお子さんたちあるいは非行に陥ってしまった少年少女がどのような状況であったのか、どんな内容の支援をしたらいいのかというのを把握するための実態調査を行います。

委託する団体というか委託先でございますけれども、こちらについては、この事業は大きく2つ、先ほど申し上げました学習支援というものとあと実態調査ということの2つの大きな内容がございます。学習支援につきましては、今現在今回牛久市内のお子様ということで、そちらの学習支援というのを考えておりますのが、放課後カップ塾の児童生徒の皆さんについての学習の支援とあとは矯正施設、牛久市には矯正施設がございまして茨城農芸学院さんに少年がおられます。その少年に対しての学習支援を二方向に向けて行っていくわけなんですけれども、農芸学院さんにつきましては、現在、おとしからですかね、既に学習支援ということで高校卒業認定程度の学力を身につけるということで、既に法務省のほうでは農芸学院の生徒さんに向けて実施をしているところでございまして、そのノウハウを持ってらっしゃる業者さんがございまして、これまでの関わりを通して今後ということで、非常に意欲的な業者さんがおられますということで、こちらについては学習支援のノウハウ、特に特性を持った少年少女についての支援が効果的にできるということで、その業者さんを選定するようなことで考えてございます。まだ決まってはございません。

あともう一つの大きな事業内容でございます実態調査ということでございますけれども、こちらはこれまでにいろいろな学習のつまずきについてデータをとった経緯がございませんで、そちらのデータについて今回とらせていただくというようなことで今ちょっと考えておりますけれども、小学生や中学生の現在おられるお子様の保護者について、できればその実態調査のほうをさせていただくということで、その実態調査についてはやはり調査を取っただけでは今回の事業の推進には至りませんので、実態調査を行う専門の分析ができる職員というか資質の高い職員さんがおられます業者さんということで、民間委託を考えてございます。以上でございます。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 再質問します。

内容のほうになっちゃうんですけれども、学習新規事業での予算補正ということで、放課後カップ塾という話が今ありましたけれども、その部分、今までやってこられたものとは全く別のものとして考えていいのかということと、あと業者さんにノウハウを依頼するみたいな話をされましたけれども、それは民間の業者さんでそういう話が出ているのか、それとも国の事業ということで国指定でここを使いなさいとかそういう話があるのかということとをちょっと再確認をとらせていただきたいなと思います。

ちょっと事業内容がぼやけててわかんないんですけれども、基本的には学習支援ということだ

と思うんですけれども、今の話だと。その放課後カップ塾の延長線なのか、農芸学院の補助なのかということの、簡単に説明いただければと思います。

○守屋委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　甲斐委員の質問にお答えいたします。

これまでやっているものの事業と違うのかということの御質問でございましたが、こちらは放課後カップ塾につきましては、これまでどおり教育委員会のほうで実施しているカップ塾の内容に変わりはありません。今現在やっておられますカップ塾の指導に加えて、カップ塾のほうには学習の指導員さんがおられますが、その指導員さんにつきまして、発達上の課題をお持ちのお子様がおられましたら、そのお子様についてその特性に応じた効果的な学習の支援の方法を放課後カップ塾の先生に学んでいただきながら、効果的なお子さんへの学習の支援をしていくということで、その学習支援の方法を学ぶためにカップ塾のお子様及び農芸学院の少年少女についても学習の支援を今現在行っている状況がございまして、農芸学院の生徒さんへの指導のノウハウをカップ塾の指導員の方に学んでいただき、それでカップ塾の子供たちへの濃い、深い、広い支援をしていくということですので、カップ塾についてはこれまでの内容と全く変わらないところでございます。

あと、業者さんにつきましては、今回学習支援につきましては、これまでいろいろな業者さんということで考えてございまして、学習支援ができる業者さんということで市内の登録業者のほうを検索いたしましたところ1社ございましたけれども、特殊なお子様のかどうか学習につまづきのある発達障害等をお持ちのお子様ということで、そのようなお子様方への支援ということになりますと今の段階ではちょっとお取りかかりできないかなという、ちょっとお問い合わせをしたときにお返事いただきまして、そうなりますと今現在、茨城農芸学院さんの少年少女について学習の支援を実際に行っておられます業者さんについて、そのノウハウをさらに広げていただくということで進めていきたいと思っております。

○守屋委員長　石原委員。

○石原委員　頭が悪いもんでちょっとよくわかんなかったんですが、今の甲斐委員の質問の内容なんですけれども、端的に申し上げてどういうことなのか、もうちょっとわかりやすく御説明を願えばと思うんですが、要は農芸学院での指導と申しますか、それと発達障害の方との関係性というのがいま一つよくわからないんですけれども、どうなんでしょうこれ。もうちょっと申しわけございませんが、わかりやすく御説明を願えばと思うんですが。

○守屋委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　それでは、内容を再度細かく説明させていただきます。重複してしまうかもしれないんですが、お願いいたします。

まず、今回の事業の経緯といたしましては、先ほど申し上げました法務省が募集しております地域再犯防止推進モデル事業の平成31年度開始分ということで、そちらの募集がありました。その中に牛久市におきましては、福祉計画の最上位の計画でございます地域福祉計画の中で、保護司会や矯正施設、農芸学院さんなどと連携した取り組みの実施と再犯防止の推進を検討推進す

ることとしてございます。発達上の課題を有する児童や生徒につきまして、学習の支援を行うことによりまして、発達上の特性による学習のつまずきを解消しまして進学、復学につながるということと、あと牛久市におきましては、矯正施設の先ほど申し上げました所在自治体であります特性ということがございまして、国と地方公共団体の共同による再犯防止対策の1つとしてモデル事業に取り組むことになりまして、今回応募したものでございます。

内容といたしましては、再犯防止対策のあり方について検討するというこのために、モデル事業の取り組みのテーマに従って今回事業を実施するということとでございます。茨城農芸学院さんにおきましては、発達上の課題があり、それに類して学習のおくれがあるというようなことで犯罪というか罪を犯してしまうようなことにつながるということもございまして、今農芸学院さんにおきましては、在院者の傾向といたしまして、知的障害であるとか発達障害、それらの障害をお持ちの少年が今在院していらっしゃるという事実がございました。それに伴いまして、茨城農芸学院では既に学習のおくれがあり、それについて再度勉強を行いたいというお子さんに対して高校卒業程度の認定試験の取得に向けて、今現在農芸学院においては既に学習支援ということで実際に行っているという事実がございました。その内容に従いまして、農芸学院さんとあとうにか牛久のやはり子供たちの中に学習のつまずきのあるお子さん、何らかの障害をお持ちでそちらがネックになり学習に障害をお持ちのお子さんのそのつまずきを少しでも解消できるようにということで、茨城農芸学院さんに実施する学習支援に合わせて放課後カップ塾のお子様たちに向けてもその学習支援のノウハウを蓄積し、広げていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと、かいつまんで申し上げますと、茨城農芸学院の院生の中で発達障害を持っておられる方への指導方法を、市内の小学校ですか、発達に障害を持っておられる方への教育方法に応用したいと、簡単に言うと、そういうことの意味でよろしいんですか。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 石原委員のおっしゃるとおりでございます。

放課後カップ塾につきましては、特に障害のあるお子さんに限らず、障害という部分ではなくて広くカップ塾で学んでいるお子さんについて特に。あとは障害と位置づけるのではなくて、在籍しているお子さんに広くいろんな関わり方ができるということで、その学習の支援のノウハウを蓄積した指導員が指導していくということになっております。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方はございますか。甲斐委員。

○甲斐委員 済みません。ちょっとよくわかんなくなっちゃったんですけど逆に。石原委員のほうの質問の中身のそうなんですというはわかったんですけど、結局これ対象者は、放課後カップ塾に通う子なのか農芸学院なのかどっちなんですかね、その対象になる人、業者じゃなく。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

今、茨城農芸学院の院生とカップ塾の生徒ということで、両方の支援を学習支援としてしてい

く予定でございます。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。杉森委員さんどうぞ。

○杉森委員 今の話ですけれども、このモデル事業、予算ついてやるわけですが、その対象はあくまでも院生の方で、それでそれをやる中でそのノウハウやなんかはカップ塾などにも使いたいという、そういう意味合いですよ。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 杉森委員のおっしゃるとおりでございます。

学習支援の順番といたしましては、まず、この8月に、予定といたしまして8月に茨城農芸学院の院生たちに学習の支援を行いまして、茨城農芸学院の院生につきましては、高等学校卒業程度の認定試験を目指しての学習支援という形で、8月から11月にかけて専門の先生をお呼びいたしまして農芸学院で生徒に向けての学習支援を行います。専門の先生を迎えるに当たりまして、その専門の先生が院生の生徒たちに学習支援を行うわけなんですけれども、その支援の手法、支援の仕方を放課後カップ塾の指導員の方に参加いただきまして、放課後カップ塾の指導員の方にそのノウハウを蓄積していただきまして、その後にノウハウを蓄積しました放課後カップ塾の指導員の方が、御自分のテリトリーであります放課後カップ塾の中で学習の支援をノウハウを生かして行うという順番でございます。

○守屋委員長 池辺委員どうぞ。

○池辺委員 済みません。私が多分わかれば皆さんわかると思うんで、済みません、最後質問させていただきます。

対象者になるのは、農芸学院に入っていられる院生の方だというのはよくわかりました。そこで、その専門の先生がすばらしい先生なので、放課後カップ塾の指導員をそちらに派遣するというか、そちらと一緒に授業を聞いていただいて、そのものを自分のものにしていただいてカップ塾のほうで生徒に教える、そういった形でいいんですかね。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 池辺委員のおっしゃるとおりでございます。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で議案第22号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

予算書の5ページをごらんください。

議案第22号、議案第24号に関連いたしまして、低所得者保険料軽減により第1号被保険者の保険料が1,900万円減額になるため、一般会計から1,900万円の繰り入れを受けるも

のでございます。以上となります。

○守屋委員長 これより、議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 介護保険制度に関しては、説明会の中でもちょっと聞かせていただきましたけれども、地域密着型特養の募集というのが今期得られなかったということで、再度、募集の仕方を変えて、応じられやすいような形でやるというお話をちょっと聞いたわけですがけれども、そのことについてもう少し詳しく説明をいただければと思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 委員の御質問にお答えします。

確かに地域密着型の特養については、今期募集がゼロであったところなんですけれども、やはり地域、岡田小地区とか牛久小、二小地区、かっちりと固定し過ぎたために、やはり業者さんにとっては採算性というのも考えたりしたところ難しかったかなと考えています。そういう事情もありまして、あくまでも入居という形では岡田小学区がやはり手薄なので、そこに地域密着型の特養は必ずここはつけたいと思っています。そこに小規模多機能型というんですけれども、小規模多機能型の事業所というのは、そこでデイサービス、通いもできるしお泊まりもできるしというところなんですけれども、そういったところをつけるという柔軟な形で募集をかけたいと考えています。

グループホームについても今回牛久小のほうで募集したんですけれども、やはりグループホームオンリーだとやはり難しいという声も業者さんからもありまして、やはりこちらも小規模多機能型というのをつけても可という形で応募を出す予定で、準備は進めているところです。以上となります。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 少し聞いている範囲では、今回募集をするということですがけれども、募集から締め切りですか、その期間が短いのではないかというお話も聞いておりますけれども、今回はその辺は配慮した形で具体的にやられるということなんでしょうか。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えします。

確かに前は非常に短いという感じはいたしました。なので今回は、この夏、秋ごろからきちんとホームページ等を出しまして、長く期間をとって募集をさせていただきます。よろしく願います。

○守屋委員長 ほかに質疑及び御意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ございませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前11時13分閉会